

第15号

東海防衛支局発行

T460-0001

名古屋市中区三の丸二丁目2番1号 電話:052-952-8212

http://www.mod.go.jp/rdb/tokai/





写真提供:明野航空学校

◇東海防衛支局の業務紹介

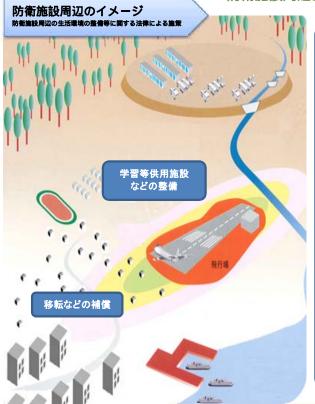
- ・防衛施設周辺民生安定施設整備事業(防音助成)
- ·防衛施設周辺防音事業(移転措置)
- ・飛行場周辺における緑化対策等
- ◇平成24年度防衛問題セミナー
- ◇防衛省の移転措置事業による移転者の皆様へ(お知らせ)

東海防衛支局の業務 < Part 2>

東海防衛支局管内(愛知県・岐阜県・三重県)には自衛隊等が使用する飛行場などの数 多くの防衛施設が所在しています。これらの防衛施設は自衛隊等の活動の基盤として、我 が国の平和を守る上で不可欠であり、そのため、周辺地域の皆様のご理解とご協力を得な がら円滑に使用していく必要があります。

そこで、防衛施設と周辺地域との調和を図るため様々な施策について、前号から4回に分けシリーズでご紹介していますが、本号では、防衛施設周辺民生安定施設整備事業(防音助成)、防衛施設周辺防音事業(移転措置)及び飛行場周辺における緑化対策等についてご紹介します。

防衛施設周辺民生安定施設整備事業(防音助成)



防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の 生活又は事業活動が阻害されると認められる場合におい て、地方公共団体が、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等 のひん繁な実施により生ずる音響で著しいものの緩和に 資するため、学習等供用施設などの生活環境施設又は事 業の経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措 置を採るときは、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に 関する法律」第8条に基づき、その費用の一部を補助す ることとしています。

施設の整備に併せ、外窓に気密性の高い防音サッシを、 内装に吸音性のある材料を使用し、また、建物の気密性 が増すことから防音機能を付加した空気調和設備(換気、 冷房及び暖房)の設置を行います。

また、施設の維持管理の負担軽減及び緊急時における 非常用電源の確保を図るための太陽光発電システムの設 置工事や補助対象施設の一部について、老朽化や高齢化 の進展などにより地域の皆様の需要に対応できない場合 に、パリアフリー化や施設の安全性の向上のため改修工 事に係る費用の一部の補助も行っています。



写真は、岐阜飛行場周辺の各務原市の桐野町ふれあい センター(学習等供用施設)です。

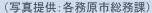
平成23年度に鉄筋コンクリート造2階建で整備し、 併せて太陽光発電システムを設置したんだよ。

対象となる防衛施設

岐阜飛行場(岐阜県各務原市) 明野飛行場(三重県伊勢市)

施工実施事例



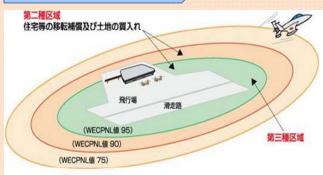




次に、防衛施設周辺防音事業(移転措置)の業務をご 紹介します。

防衛施設周辺防音事業(移転措置)





自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な 実施により生ずる音響に起因する障害が特に著 しい区域(第二種区域)において、当該区域指 定の際現に所在する建物等の所有者等が第二種 区域外への移転や土地の買入れを希望するとき は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関す る法律」第5条の規定に基づき、建物等(建物、 工作物、立木竹等)の移転補償や土地の買入れ を実施しています。

対象となる防衛施設

岐阜飛行場

移転補償等の対象となるもの

(1)建物等

	少 奇
区分	内容
1 建 物	居宅、附属家、事務所などで、電気設備、給排水 設備を含む。
2 工作物	門、堀、井戸など
3 立木竹	庭木、生垣など
4 動 産	屋内動産(家具、衣類など)、一般動産(自転車、 農機具など) (借家人の動産を含む。)
5 移転雑費	法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、 移転通知費用など
6 営業補償	一時休業に伴う補償など

- 1 第二種区域の指定のとき(昭和42年3月31日)、その区域内に所在している建物等が対象となります。
- 2 第二種区域(第三種区域を除く。)における工作物及び立木竹については、建物と一体として利用されているものに限ります。
- 3 建蓄建物については、老朽化等による建て替えで、従前の建物の減失 時と建て替え時において、所有者及び用途がそれぞれ同一であるものに 限ります。
- 4 増築建物については、経年の生活様式の変化により増築された建物等であって、従前の建物と用途上不可分の関係にあるものに限ります。

(2)土地

<u> </u>						
区分	買上げの対象となる土地					
第二種区域内 (第三種区域を 除く。)	宅地(第二種区域指定の際宅地であるものに限る。)					
	防衛省の移転補償を受けることとなる者が、当該補 償に係る建物等の移転により、その建物等の所在する 土地以外の土地でその者の所有に属するものを従来の 使用目的に供することが著しく困難となる土地(附帯 農地等)					
	買入年限(希望届の受付期限)があります。					
第三種区域内	全ての土地					

移転補償等説明図

建物等の移転例





移転前

移転後(元地)



移転先地の公共施設整備の助成

多くの方々がまとまって同一の地区への移転を希望され、その移転希望地において、道路、水道及び排水設備等の公共施設の整備が必要な場合には、その整備を行う地方公共団体等に対して助成しています。

飛行場周辺における緑化対策等

前頁でご紹介した区域内で、国が買い入れた土地(周辺財産)などについて、緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理をしています。また、 国は、従来から行っている樹木の植栽を中心とした緑地帯の整備に加えて、地方公共団体からの要望を取り入れ、土地の状況に応じて芝生、 花木、低木などの植栽を行うとともに、良好な環境を継続的に維持するために草刈り等を行っています。





地方公共団体が広場、花壇、駐車場などとして土地の使用を要望する場合には、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第7条の規定に基づき、無償で使用許可を行っています。



【無償で使用許可を行う場合の用途】

- ・広 場(運動広場、児童の遊び場など)
- ・駐車場(公用又は公共用)
- •花 壇
- ・種苗を育成するための施設(市民農園など)
- ・消防に関する施設
- ・公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

※その他、公園、緑地などとして使用を要望する場合にも、国有財産法などの定めにより無償で使用許可を 行っています。

■飛行場周辺の土地を活用した取り組み(公園的施設整備)

公園的施設整備を行っている事例として「生命の森」事業をご紹介します。

この事業は、各務原市が策定した「水と緑の回廊計画」の「空の森地区」として、国有地の活用による新たな緑の拠点形成を図るために行っているものです。

前年度に誕生した子どもの家族を対象に苗木を植樹するもので、子どもの誕生を喜びつつ、樹木の成長とともに育つ子どもたちの記念公園として、子どもの健やかな成長を市民みんなで願う事業となっています。

当事業に際して、東海防衛支局は岐阜飛行場東側地区の 土地(周辺財産)約3haを平成18年度から公園的植栽として 基盤整備等を行い、各務原市に使用許可しています。





3月12日(火)、東海防衛支局は、岐阜県各務原市 の産業文化センター1階あすかホールにおいて、平成 24年度防衛問題セミナーを開催しました。

冒頭、佐藤隆章東海防衛支局長の挨拶の後、来賓 の森真各務原市長から御挨拶をいただきました。

第1部では、防衛研究所北東アジア研究室 阿久津 博康主任研究官を講師として、「最近の朝鮮半島情 勢:指導者交代を中心に」をテーマに、北朝鮮の「核保 有国」の立場を強化する金正恩体制及び韓国の南北 信頼醸成を目指す朴槿恵政権について、講演をいた だきました。

第2部では、航空自衛隊岐阜基地司令 山倉幸也空 将補を講師として、「岐阜基地の任務・活動について」 をテーマに、同基地の変遷、基地に所在する第2補給 処、第4高射群、飛行開発実験団及び自衛隊岐阜病 院の任務や活動などについて、講演をいただきました。

400名近い来場者は、メモを取るなど熱心に聴講し、 終了後には、大変有意義で参考になった旨の感想が 多数寄せられました。



会場ロビーでは、東海防衛支局が行っている周辺 対策事業や、岐阜基地の災害派遣・地域活動などを 紹介する写真を展示し、多くの来場者が熱心に見 入っていました。

防衛省の移転措置事業による移転者の皆様!

~附帯農地等買入年限(希望届の受付期限)の設定について~

はじめに

防衛省では、移転措置事業として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法 律第101号)」第5条の規定に基づき、飛行場などの周辺において航空機騒音が特に著しい地域とし て指定した区域(第二種区域)から住居等を移転したいと希望する方に対し、建物等の移転補償や土地 の買入れを実施しており、演習場周辺においても同様の事業を実施しております。

当事業の土地の買入れのうち、「建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく 困難となる土地」(以下「附帯農地(※)等」といいます。)の買入れについては、自宅を移転した後、 数十年経過して附帯農地等の買入れを希望された場合、当該附帯農地等が従来利用していた目的に供す ることが困難になった理由が、移転によるものか経年の事情によるものか判断し難いケースが生じてい たところです。

※附帯農地:従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地

このため、国の事業の点検等を行う平成22年度行政事業レビュー・公開プロセスの場において、 「住居移転後の附帯農地買取年限に上限を設けることを検討すべき」等の指摘を受けたことから、平成 24年12月19日より、附帯農地等の買入年限(希望届の受付期限)を設けることとしたものです。

設定概要

- 施行日(平成24年12月19日)以降、附帯農地等の買入れに係る希望届の受付期限は、原則とし て、以下のとおりとなります。(受付期限までに希望届の提出がなければ、附帯農地等の買入れを実施 することができなくなります。)
 - ①施行日(平成24年12月19日) 以降に建物等の移転等補償契約を締結した方の受付期限: 建物等の移転等補償契約締結日の翌日から5年を経過する日
 - ②施行日(平成24年12月19日)より前に建物等の移転等補償契約を締結した方の受付期限:

平成29年12月19日

【受付期限設定のイメージ図】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①施行日(平成24年12月19日) 以降に建物等の移転等補償	▼.	移転契約日の翌日				受付期限▼
契約を締結した方		←	5年 (検討期間	+ 転業に通常必要とする期間) →		
②施行日(平成24年12月19日) より前に建物等の移転等補償 契約を締結した方	▼施行	日の翌日(平成24	年12月20日)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	付期限(平成29年	12月19日)▼
		← 5年	(周知期間 +	転業に通常必要と	する期間) →	

注:建物等の移転等補償契約の締結日以前に、附帯農地等の買入れに係る希望届を提出していただくことも可能です。

附帯農地等の買入れを希望される場合は、受付期限までに希望届をご提出していただく必要がありま すので、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

留意事項

- 次に掲げる事情により、希望届を受付期限までに提出できなかった場合は、当該各項目に定める書類 の提出があれば、受付期限後も希望届を受け付けることができる場合がありますので、ご相談下さい。
 - ■相続権者間での遺産分割協議中による所有権の未確定
 ■所有者の傷病又は入院
 - →<u>遺産分割協議書及び登記事項証明書</u> ■代替農地の土地改良
- →診断書又は入院期間を証明する書類

- - →代替農地の登記事項証明書及び土地改良に関して農業委員会等が証明する書類
- ■その他社会通念上やむを得ないと認められる事情
 - →当該事情に応じて必要と認められる書類
- 附帯農地等の買入れについては、当事業による移転に伴って従来利用困難性が認められる土地のみが 対象となりますので、ご希望された土地を必ず買い入れることができるとは限りません。

問い合わせ先:〒460-001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 東海防衛支局 防音対策課 移転措置係 052-952-8226